

# 制限区域内の養鶏場・関係施設への 立入及び移動にかかる留意事項

岩手県北家畜保健衛生所 次長

本県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、発生農場を中心とした半径3 km以内の範囲を移動制限区域、10 km以内の範囲を搬出制限区域に指定しているところ です。

搬出制限区域内では、次の場合、県の許可を受ける必要があります。許可のない移動は絶対にしないで下さい。

養鶏場・関係施設（以下「農場等」）から家きん、家きん卵、敷料・飼料・排泄物・家きんの死体等（以下「家きん等」）を区域外へ搬出する場合

※ 移動の制限は、家畜伝染病予防法第32条に基づき実施するもので違反した場合は同法64条第3項により罰せられることがあります。

また、1 制限区域内の農場等へ立ち入る場合、2 制限区域内を通過し、区域外の農場等へ立ち入る場合、3 県の許可を受けた家きん等を移動する場合は、下記の留意事項を遵守いただくよう、ご協力をお願いします。

制限区域及び消毒ポイントは別紙をご覧ください。

## 1 制限区域内の農場等へ立ち入る場合

※ 許可を受けた家きん等を運搬し、農場等へ立ち入る場合は、下記3についても、合わせてご確認ください。

- (1) 可能な限り、事前に家畜保健衛生所に車両毎の運行計画表を提出して下さい。
- (2) 搬出制限区域、移動制限区域それぞれの境界において、移入及び移出時に、消毒ポイントを通過し、車両を消毒後、消毒証明書の発行を受けて下さい。
- (3) 農場等での入退場時には、消毒証明書を提示し、車両を消毒して下さい。
- (4) 制限区域内では、目的の農場等以外の農場等へは、連続して立ち入らないで下さい。制限区域内の複数の農場等に立ち入る場合は、その都度、消毒ポイントを通過して下さい。
- (5) 農場への運行実績を記録・保管して下さい。

## 2 制限区域内を通過する場合

- (1) 運行経路を変更できる場合は、可能な限り、制限区域外を通行して下さい。

- (2) 制限区域内を通行する場合は、制限区域内への移入及び制限区域外への移出の際に、消毒ポイントを通し、車両を消毒後、消毒証明書の発行を受けて下さい。
- (3) 農場等での入退場時には、消毒証明書を提示し、車両を消毒して下さい。
- (4) 農場等への運行実績を記録・保管して下さい。

### 3 県の許可を受けて家さん等を移動する場合

- (1) 移動する場合は、予め、移動許可条件を満たしたうえ、家畜保健衛生所から移動許可証の交付を受ける必要があります。
- (2) 許可を受けた家さん等を移動する場合は、家畜保健衛生所の指導事項を遵守して下さい。
- (3) 必ず最寄りの消毒ポイントを通し、移動許可証を提示のうえ、車両を消毒後、消毒証明書の発行を受けて下さい。  
※ 移動制限区域、搬出制限区域の両方を通す場合は、それぞれの区域の境界における消毒ポイントを通す必要があります。
- (4) 消毒後は、目的の農場等以外の農場等へは立ち寄らないで下さい。
- (5) 目的の農場等への立入の際は必ず移動許可書証、消毒証明書を提示し、入退場時には、車両を消毒して下さい。
- (6) 再度、消毒ポイントを通し、直帰して下さい。

### ★ 移動・搬出制限及び制限の対象外の概要 ★

○：自由に移動可能    ▲：許可を受け移動可能    ×：移動できない

出荷元	出荷先	食用家さん	鶏卵	種卵	ひな*	農場内の 敷料・飼料・ 排泄物・家さ んの死体
		農場 ↓ 食鳥処理場	農場 ↓ GPセンター	農場 ↓ ふ卵場	ふ卵場 ↓ 農場	
移動制限区域	移動制限区域	▲	▲	▲	▲	▲
	搬出制限区域	×	▲	▲	▲	▲
	制限区域外	×	▲	▲	▲	▲
搬出制限区域	移動制限区域	▲	▲	▲	▲	▲
	搬出制限区域	○	○	○	▲/○*	▲
	制限区域外	▲	▲	▲	▲	▲
制限区域外	移動制限区域	▲	▲	▲	▲	▲
	搬出制限区域	○	○	○	▲/○*	▲
	制限区域外	○	○	○	○	▲

※ 種卵の由来が移動制限区域内か移動制限区域外かにより異なります。